

フランスにおける政教分離の法の展開

井 上 修 一

[抄 録]

フランスが歴史的な基本的人権の確立への大転回をもたらしたのはフランス革命であり、その成果として憲法制定会議で裁決された人権宣言は高く評価されるものである。この人権宣言17カ条は現行の第5共和国憲法において憲法的価値が認められている。この人権宣言10条はライシテの原則を定めていたが、政教関係は、フランスは伝統的にカトリックの国であり、ガリカニスムの伝統と相俟って複雑な様相を呈していた。フランスは他の国に見られない政教関係のモデルいわれるほど国家と教会の権力抗争の歴史を持っており、その関係はめまぐるしい変動の過程を通していわゆる厳格な政教分離の制度を持つに至った。

今やヨーロッパの国々の多くが国教制度または公認宗教制度をとっている中で、フランスは「ライシテの国」と言われ、特殊な政教関係を持つ国であると言われている。本論文において、フランスにおける歴史的なコンコルダ制度からライシテと政教分離法・憲法との関係、さらに、政教分離関係法とヨーロッパ人権条約との法律関係を展開する。

キーワード：コンコルダ，ライシテ，政教分離法，ヨーロッパ人権条約

I 国家と宗教の関係

〔1〕 ヨーロッパにおける国家と宗教の関係

西欧では962年にオットー一世がローマ教皇ヨハネス12世により神聖ローマ帝国皇帝に戴冠されて以来ヨーロッパはキリスト教に統一された世界国家の様相を呈した。神聖ローマ帝国の最盛期には、キリスト教会は全欧州の三分の一の土地を領有し、ときには教皇が皇帝や君主叙任権をもつほど世俗的権力が強大であった。中世末になると宗教改革や初期資本主義の進展によってローマ教会の権威は失墜し、教会権力と国王権力が対立抗争することになった。近世に入り国王権力は教会権力を封じ込めて絶対君主制を樹立したが18～19世紀の革命によって決定的に崩壊し、次々と近代自由主義国家が誕生したのである。このような教会権力と国王権力の激しい対立・抗争の歴史を経て自由主義思想が生まれ、教会の世俗的支配

を徹底的に排除する政教分離の原則や市民の信教の自由・思想の自由が人権宣言や憲法で保障されたのである。しかし、ヨーロッパ諸国では今日においてもなお国家と教会との一体的な国教制度を有する国々が多く存在しており、厳格な政教分離国はフランスのみである。この点に関して、モーリス・オーリウが「宗教上の権力と政治上の権力とは、社会秩序のために、相互に補い合う果実を生み出すものである。反宗教的な政治は、本来革命的なもの、つまり社会秩序に反する…。憲法の領域では、分離とは、敵対ではなく共同の意味である。」との指摘は厳格な政教分離論に対する警鐘といえるであろう⁽¹⁾。また、E・R・フーバーは「あらゆる国民、そしてあらゆる時代において、政治的秩序と宗教的秩序との関係をめぐる問題は、重要な憲法問題である。」として政教分離制度は特殊な憲法問題であることを指摘している⁽²⁾。

〔2〕 国家と教会との関係

一般に国家と宗教の関係については、次のようないろいろな類型化が試みられている。1873年にミッシェル・ニコラスはモーリス・ブロック編『国政事典』の「宗教」の項において国家と宗教（教会）の関係は次の4つの分類の1つに当てはなると述べている⁽³⁾。

- ① 教会が国家を支配するもの。これが神政主義である。
- ② 国家が宗教的事項を手中に収め、それを意のままに規律するもの。これは君主教皇主義と呼ばれるものである。
- ③ 教会と国家が一定の協約により相互に制約をうけるもの。これがコンコルダ体制である。
- ④ 宗教が国家から分離され、他の団体と同じ条件で、全く自由だとされるもの。

人間が社会を形成し、その社会秩序の維持のために法を制定して以来、法と宗教の関係は国家が法を制定する故に国家と宗教との関係となる。過去の歴史を見ればこの4つの類型は政教分離制度のプロセスを述べ、④の指摘の点で宗教の自由の制度を述べており、これが今日の政教分離の制度を指すものであるが、この当時は未だ「ライシテ」の用語は用いられていない。しかし、この分類はその後の国家と宗教の基本的な分類論として継承されている。

次に、1945年にベーツは世界の72カ国の宗教と憲法上の規定を調査し、その結果を著した『信教の自由に関する研究』において国家と宗教にかんして次の5つの分類を試みている⁽⁴⁾。

- ① 各宗教に対して実質的に自由と平等を保障している国家
- ② 特定の宗教に優先権を与えつつ、他の宗教に対しても自由を保障している国家
- ③ 国教制度を採用しているが、他の宗教に対しても原則として自由を保障している国家
- ④ 国教制度を採用し、かつ他の宗教に対して制限を設けている国家
- ⑤ いかなる宗教に対しても、これを抑制している国家

このベーツの分類は、各国家の法制度に基づいて帰納的に集約されたものである。①の類

型に属する国家は、アメリカ、フランス、ドイツを筆頭に全世界の半数に達している。これに次いで多いのは③の類型であり、イギリスをはじめ北欧諸国が顕著である。さらに⑤の類型で共産圏諸国を分類している点は評価できるものである。これはいずれにしても半世紀以上も前の分類とはいえ具体的な各国の法制度をもとに集約されたものとして今後の類型化の範としての意義があると思われる⁽⁵⁾。

さらに、1977年にジャック・ロベールは、憲法学の立場から政教分離に関する次の3つの分類を試みている⁽⁶⁾。

① 第1は融合型＝国教型といわれる類型である。この類型は、国家と宗教とが区別されず、国家そのものを一つの宗教的現象とみなすのである。宗教的権威と政治的権威とが完全に融合し一致する神政政治がその典型であり、現在のヴァチカン市国がこれに当てはまる。イスラム諸国の実態もこれに近いといわれる。さらに、この類型は国教型や国家教会主義ともいわれるものであり、今日のイギリス、北欧諸国などがこれに属するといえよう。

② 第2は同盟型といわれる類型である。この類型は、教会と国家とが独立した社会であることを前提として、教会の組織・運営において、両者間に何らかの法的関係が存在する場合を示すものである。例えば、司教の任命や司祭の報酬などに国家が関与することである。この類型はさらに3つの形態（公認型、国教型、告白主義型）に細分化されている。

③ 第3は分離型といわれる類型である。この類型は、国家は信仰の自由を保障するが、教会の運営に関与することを拒否する形態であり、教会は私法上の一団体として扱われる。この型もまた3つの形態に分けて述べられている。その1は、憲法上、国教の樹立が禁止されており、国家は宗教的な事柄に対して完全な無関心を示すものであり、アメリカ合衆国憲法がこれに属する。その2は、共産圏諸国で見られる敵対的分離である。その3は、政教分離が妥協案として容認する同調的寛容型であり、今日のフランス型がこれに属する。

以上に見るごとく国家と宗教の関係に関する分類は多様性を有するが、これは民族の2000年にわたる歴史と伝統の違い、国家の地理的条件の違い、国家体制の違い、宗教の違い、権利意識の違い、法制度の違い、等々によって国家と宗教の関係が異なるのはむしろ当然の帰結であるといえる。宗教は信仰と一体性を有する故に理論的に明解に結論づけられないのであり、諸々の分類の是非は困難な問題となる。しかし、近代の世界的傾向として、国家と宗教の関係は歴史の流れによって一定の方向性すなわち政教分離制へと移行してきている。特に市民革命における宗教の自由の主張が自由権の獲得をもたらし、憲法の基本的人権の中に信教の自由として結実したのである。その最も典型的な経過のモデルを示しているのがフランスにおける政教分離制へのプロセスである⁽⁷⁾。伝統的にカトリック教会を憲法7条で特別に保護してきたイタリアは1984年に憲法7条2項でラテラノ協定の改定が行われ、カトリックを「イタリアで唯一の宗教」とする憲法規定を削除し国教制度の国ではなくなったことは特筆すべきであろう。

II フランスの政教分離制度への展開

〔1〕 アンシャン・レジューム体制の政教関係

フランスの政教関係は、国家と教会の関係を法制度によってではなく契約関係として規律されたのである。まず、アンシャン・レジューム体制の下で、1516年にフランス国王フランソワ一世とローマ教皇が締結したブローニュのコンコルダ（Concordat）—政教条約—によって、国教制度がとられ、カトリック教会は特権的地位を与えられたが、一方でガリカニスムにより、国王は高位聖職者の指名権を獲得し、世俗的なことについては教皇の支配には服さないとされ、しかも、国王の支配権は神によって授けられたとして王権神授説を唱えることになり、国家とカトリック教会は不可分の関係にあった。教皇は国王の指名に従い教会法上の任命権を行う権限のみを有していた。当時のフランスでは、1598年のナントの勅令によってプロテスタントにも信仰の自由を認められたが、この国教制は1789年のフランス革命まで存続するのである。

〔2〕 大革命期の政教関係

国家とカトリック教会との関係に大きな変化をもたらしたのが1789年のフランス革命である。革命期の政治的動乱は国家と教会の関係の混迷をもたらしたが、フランス革命期の有名な人権宣言10条は「何びとも、その意見の表明が法律により定められた公序を乱さないかぎり、たとえ宗教上のものであっても、その意見について不安を与えられてはならない。」と宣言し、カトリック以外の宗教、宗派、を含む信仰の自由を承認することになった。このことは信仰の多元性を承認したといえよう。このような革命期の変革は政教分離の萌芽をなすものと言えるであろう。しかしながら、宗教的自由や思想および意見の自由を保障したが、旧態依然として政教一致の維持と国家による宗教統制の動きがみられた。それは1790年7月12日に採択された聖職者公民憲章（Constitutin civile de clergé）において、カトリック教会を国教に近いものと位置づけ、国家統制下に置くべく、聖職者の任命方法は選挙とし、国家が聖職者に給与を支払い、聖職者は憲法遵守を宣誓することなどを内容としていた。さらに、教会財産の接収や修道会の解散といった措置がとられた。これを受け継いだ1791年憲法は「市民の信奉する宗教の礼拝を行う自由を有する」、「市民は、各自の宗教の教師を選挙し、または選ぶ権利を有する」（一編）、「憲法制定会議の法令により給与を受け、選挙され、任命されるカトリックの教師の給与は、国家債務に属する」（五編二条）と規定した⁽⁸⁾。さらに、同憲法のこれらの規定はカトリック教会にとっては飴と鞭となり賛成聖職者と反対聖職者間の対立をもたらし、カトリック教会を分裂させ、混乱させた。テルミドールの反動後に政教関係は政教分離に転じたのである。1795年2月21日の法律は、宗教活動の自由、共和国はい

かなる宗教に対しても俸給を与えないことを定め、ここに初めて国家と教会の分離を宣言したのである。この内容は、同年8月の憲法典の第354条で「何人も、その選択した宗教の礼拝を、法律に従い、行うことを妨げられてはならない。何人もある礼拝の費用を負担することを強要されてはならない。共和国は、いかなる礼拝にも給与を支払わない。」と定められた。ここにみる政教分離制度は、革命国家の財政難によってカトリック教会への援助ができなくなったからであって、依然として国家による宗教統制が続いたのである⁽⁹⁾。この政教分離制度は1801年のコンコルダまでしか続かないが、この革命期の人権宣言10条と憲法354条はライシテの起源とみるのが妥当であろう。

〔3〕 1801年のコンコルダ制度

このコンコルダ制度は、ブリューメル18日のクーデターの後、1801年7月15日にナポレオン一世とローマ教皇ピウス七世との契約関係として締結されたコンコルダ（政教条約）により定められた政教制度である。コンコルダは17カ条あり、カトリックは国教ではないが「フランス国民の大多数の宗教」（前文）とし、礼拝が自由におこなわれること（1条）、政府は、司教を任命し（4条）、カトリックの聖職者に俸給を保障する（14条）。教皇は、任命された司教に教会法上の効力を与え（4条）、教会財産の国有化により生じた教会財産を承認すること（13条）を定めていた。このようにコンコルダは、カトリックを政治支配するために宗教組織を改編しようとする政府と宗教的平和を望んだ教皇の妥協によって成立したものである。翌年コンコルダは法律となり、ナポレオンはこれに77カ条の付属条項を加えカトリックへの国家統制権を強力にした⁽¹⁰⁾。このコンコルダと付属条項はカトリック、プロテスタント、ユダヤ教を公認宗教とする制度であり、従来のカトリックを国教とする制度と比較すれば政治と宗教の分離がみられるが、国家は依然として公認宗教に資金援助を与えるなど教会と結びつきながら、教会への国家統制も続いたのである。しかし、この制度によってカトリック教会の分裂やカトリック教会と国家との対立を解消させ、フランスにおける19世紀間の宗教的平和をもたらすことになった。コンコルダ制度下の憲法体制における政教関係は、教会とくにカトリック教会と政府との権限をめぐる利害関係による妥協によるものであり、時の政府のコンコルダの運用のあり方が教会の権限と利害に直接影響を及ぼすことから、教会と政府との闘争がくりかえされたのである。ところが、有力な公認宗教であるカトリック教会または聖職者が宗教領域外の教育や福祉さらに政治領域に介入することに好意的な立場をとる教権主義と、これに反対する世俗勢力による宗教を公的領域から排除することを求める立場をとる反教権主義との抗争が行われた。この両者の抗争は、特にコンコルダに規定されていない教育の領域で繰り広げられた。これが後の学校闘争における対立となるのである⁽¹¹⁾。

コンコルダ制度における憲法体制について、復古王制下の1814年および1830年の憲法典は宗教的自由を保障（5条）し、使徒継承のローマカトリックは国教である（6条）とし、使

徒継承のローマカトリック教の司祭と他のキリスト教牧師のみが国家から俸給を受ける（7条）、と定めている。1848年の第2共和制憲法は「法律により現在公認されている宗教あるいは将来公認される宗教の教師は、国から俸給を受ける権利を有する」（7条）と定め、各宗教間の平等を表明し、特にカトリック教会を特別に取り扱わなかったのである⁴²。

Ⅲ ライシテの立法化

〔1〕 政教分離法の成立

長年にわたる反教権主義の闘争の思想であった国家のライシテの実現をめざす共和国政府と王党派と手を組んだカトリック教会との激しい闘争のさなかに、共和派が議会・内閣等の政治機関をすべて手に入れた段階において、共和政府は教皇庁や教会との交渉を一切せずに一方的に制定したのが1905年12月9日の「諸教会と国家の分離に関する法律」いわゆる政教分離法である⁴³。この政教分離法の制定によってコンコルダ制度は終わったのである。このような政教分離法の制定はフランスに特有のものであり「乱暴な分離」とか「非友好的分離」とか言われる所以である。この法制定の前段階において1886年10月に初等教育から聖職者を完全に排除するゴブレ法や1901年7月の結社法では結社の自由を認めながら、修道会はその設立を政府の許可制としており、さらに、その3年後の法律（修道会規制法）では教育目的のみの修道会の教育活動を禁止したのである。

〔2〕 政教分離法の内容

政教分離法は6章44カ条からなり、時勢によって改正を余儀なくされるが、今日まで改正されていない重要な規定は「総則」と題される1章の次の2カ条である。

第1条「共和国は、良心の自由を保障する。共和国は、公の秩序のために以下に定める制限を除くほか、自由な礼拝を保障する。」

第2条「共和国は、いかなる礼拝に対しても、公認をせず、給与を支払わず、補助金を交付しない。これにより本法の後1月1日以後は、礼拝に関するすべての支出は、国、県、および市町村の予算から削除する。

前項の規定にかかわらず、施設付司祭職の役務に関する支出、リセ、コレージュ、学校、病院、収容施設および刑務所などの公共施設において自由な礼拝を保障するための支出は、予算に計上することができる。

宗教公施設法人は第3条に定める規定をのぞいて、廃止する。」

この2カ条の条文には、ライシテという文言は用いていないが、長年わたる反教権主義の闘争のスローガンであった国家のライシテをはじめて法制度として定めたものであり、ここに公認宗教制度を否定し、宗教に対する公金の支出を原則として禁止しており、従来のコン

コルダ体制は根本から否定されたのである¹⁴⁾。ブリアンは2条によって教会と国家との完全な分離が実現すると主張した。ところが、政教分離法の2条2項で一定の公共施設における施設付司祭職に対する公金の支出を認めており「政教分離法は完全な分離の法ではない」との指摘がある¹⁵⁾。この点は完全な政教分離の実現の困難さを物語るものであり、今日でもなおフランスの政教分離の問題点として残されているのであるが、この1条で宗教的自由を保障し、2条で政教分離を明言したことは評価すべきであり、法学的にこれが今日のフランスのライシテの原則として高い評価を受けているのである。

政教分離法の3条以下の個別規定では政教分離の実施のための教会財産に関わるコンコルダ制度の清算と宗教社団制度の新設のための実務規定と宗教的行為の規制に関する規定を定めた。具体的には、コンコルダ制度における各公認宗教の経済的基盤となってきた宗教公施設法人を廃止すること、宗教公施設法人が所有していた一切の教会財産を本法によって新設された私法上の宗教社団に移転すること、コンコルダ制度以前に建設された礼拝用建物は国公有とするが、それを新設の宗教社団が無償使用できるようにすること、等が定められた。

さらに、個別規定における宗教的行為に関する規定として、宗教社団は市長村単位で組織すること（19条）、教会内での礼拝についての届出制（25条）、教会内での政治集会の禁止（26条）、道会に対する結社法による規制の継続（38条）宗教教師の被選挙権についての暫定的な制限（40条）等が定められた。これらは教会の公的領域への介入を禁じて活動を私事としての礼拝に限定しようとする反教権主義の表れであり、フランスの教会をローマ教会から独立させ、それを世俗権力に服させるガリカニスムの名残であると言われている。

〔3〕 政教分離法の実施とカトリック教会の抵抗

政教分離法の実施に関する重要な点は、旧公認宗教が政教分離法の規定に従って新たに宗教社団を本法施行後1年以内で結成することが必要であった（4条）。旧公認宗教の中でプロテスタント教会とユダヤ教団は、この法を受け入れ期限までに宗教社団を結成したのでその財産の移転は無事に行われた。しかし、フランスで最も伝統のある有力なカトリック教会は、教皇ピオ10世による、政教分離法はカトリック教会の組織に反するもの、政教分離法は分離法ではなく抑圧法であるとの回勅によって、政教分離に反対し、宗教社団を結成せず、法の要求する礼拝の届出もしなかった。さらに、教会は政教分離法を実施するべく官憲による教会の財産目録作成のための立入り調査にも頑なに反対したために政教分離法の実施は困難を極めたのである。これ以後カトリック教会は政教分離法を受け入れないことになるのである¹⁶⁾。

〔4〕 政教分離法の改正

このようなフランスの最大の宗教団体であるカトリック教会の強硬な抵抗に対して、これを無視することができない政府は、政教分離法を完全実施するために次々と譲歩と妥協

の法律を制定した。1907年1月2日の法律では、礼拝を行う主体は宗教社団だけではなく結社法による非営利社団、さらに個人が主催する公的集会でも認められること（4条）、宗教社団がない場合でも信徒は礼拝用建物をそのまま使用できるようになった（5条）。さらに、1907年3月28日の法律では、礼拝を行うための公的集会の届出制度を廃止した（1条）。1908年4月13日の法律では、宗教社団から引き渡しを要求されない教会財産は市長村の慈善または福祉施設などに移転すること、とくに礼拝用建物については市長村の財産になることを定めた。これらの法律は政教分離法の一部を改正した法律であり、コンコルダ制度の清算を終わらせ、教会財産に関する政教分離を完成させるものであった¹⁷⁾。このような一連の政府の譲歩を引き出したのはピウス10世の回勅による徹底した拒否政策が功を奏したのである。ここに、われわれはフランスに特有な権力に抵抗することによって事態を好転させた典型的な事例を見るのである。この政教分離法の実施によってカトリック教会は多くの財産を失ったが、教会は多くの活動の自由を得たし、カトリックの聖職者は公務員の地位を失ったことによって、清貧の聖徒として道徳的威信を高め、結果的に一般民衆の反教権主義者の批判を和らげるようになったのである¹⁸⁾。

政教分離法制定後、その適用に関する紛争を管轄するコンセイユ・デタは、カトリックの宗教的自由を広く認めるように解釈適用する判決を繰り返しており、さらに、宗教社団における各宗教組織の自律を尊重する政教分離法4条を重視し、特にカトリック教会の一般組織準則である聖職位階制を明確に尊重することが当然であるとの判決を確定させた。また、コンセイユ・デタは多くの判例を通じて、礼拝の自由を広く認める姿勢を示し、カトリックの伝統的な宗教的行進の自由を認めたのである¹⁹⁾。

フランスの政教関係は第一次大戦後に好意的な雰囲気生まれ、フランスとヴァチカンとの外交関係も回復され、従来対立し続けてきた宗教結社の問題も教皇庁との交渉を経て、カトリックが司教区社団を設立することで政府と教会とが合意したのである。その後も友好的な政教関係は続き、さらに、1942年の政教分離法の改正によって宗教教団は遺贈等を受けることが認められ、宗教教団の歴史的記念建造物である礼拝用建物に対する公的補助を受けることが認められたのである。ここに、政教分離法は厳格型から柔軟型への展開をみることになった。

フランスでは今なお政教分離制度の適用されない特別地域として、歴史的にヨーロッパの臍（中心）といわれ、ヨーロッパの交易の要衝であった東部のアルザス＝ロレーヌ地方の3県が現存する。この地域は旧コンコルダ体制下の1871年から1919年まではドイツ領となり、1918年の第一次世界大戦後に政教分離体制となっていたフランスに復帰したが、このような両国の政治に翻弄されてきたことが、逆にこれらの都市の市民の自立を推し進め、自由と独立の機運を生み出し、住民は今もドイツ語方言を話しているのである。このような特殊な経緯と事情を考慮して、この地域では今日でも1801年のコンコルダに基づく公認宗教体制が維

持されており、「宗教および修道会に関する地域立法」により、1901年の結社法も1905年の政教分離法も適用されないのである²⁰⁾。しかし、フランスが自国内のこれらの地域において特別法制度として、コンコルダ体制、1908年のドイツ結社法、ドイツ民法典の適用を認めるのは、この地域の歴史的な特殊事情を配慮して、あえて紛争を起こさせないために特に宥恕された例外として認めたものであり、今や「保持されるべき特別制度」となっていると考えられている。ところが、このようなフランス法適用の例外地域を認めることは、フランスの国家理念である「共和主義の精神」と「ライシテの原則」に矛盾することである。しかし、このアルザス＝ロレーヌの地方法制を認めるのは、海外の植民地発想なのか、憲法1条のフランス共和国の組織は地方分権化される、等によればフランスは「統合型」から「並列型・多元型」へ、「対立」から「共生」への転換のはじまりとも考えられる。さらに今後、フランスはEU統合にともなうヨーロッパ人権条約によるヨーロッパ人権裁判所の判例の影響を受けて多元主義化されると思われる。皮肉にも、この特別地域とされているフランスのアルザスのストラスブールに欧州議会とヨーロッパ人権裁判所が置かれているのもフランスの将来のあり方を示唆していると思われる。

IV フランス憲法とライシテの原則

〔1〕 フランス憲法の人権規定

政教分離法のライシテの原則は、1950年に制定されて以来現在に至るまで存続しており、この原則が憲法化されるのは第二次世界大戦後のことである。フランスの1958年の現行の第五共和制憲法は、前文1項で「フランス人民は、1789年の人権宣言により定められ、1946年憲法前文により確認され、補完された、人権および国民主権の原則への愛着を厳粛に宣言する」として憲法の歴史的経緯を定めている。さらに、1946年憲法前文は「フランス人民は、1789年の人権宣言により確認された人および市民の権利および自由、ならびに共和国の諸法律により承認された基本原理を厳粛に再確認する」ことを宣言していた。フランス独自の違憲審査機関である憲法院の判例では、1958年憲法、1789年の人権宣言、1946年の憲法前文と共和国の諸法律により承認された基本原理の四種類の憲法規範群に憲法的価値を認めている。

〔2〕 1789年の人権宣言

1958年憲法の前文によれば、この人権宣言10条の「何人も、その意見について、たとえそれが宗教的なものでも、その表明が法律により定められた公序を乱さないかぎり、不安を与えられてはならない。」との条項は憲法の宗教条項として承認すると宣言しており、この10条の規定がライシテの原則とみなすや否やで論争がある。しかし、この10条は良心の自由にあたる宗教的意見の自由を定めており、1977年11月23日の憲法院判決ではこの10条を援用し

て良心の自由が憲法上保障される自由であるとした。教育の自由もこの条文を援用して憲法上の自由と認められたのである²⁰。さらに、この10条にいう「意見」のなかには良心や信条さらに思想も含まれると考えられるのであり、この規定は1958年憲法1条の「信条の尊重」と同趣旨の規定であって、ライシテの原則に関する規定であると言えよう。

なお、人権宣言の憲法的価値は具体的な17カ条の条文にあるのであり、憲法院も1789年の人権宣言の各条項を援用していることがその証である。さらに、この点は、1958年憲法では細かい人権規定を定めず、基本的人権宣言の保障については、現在も実質的にこの人権宣言条項に委ねているのであり憲法的効力が認められている。

〔3〕 憲法条項とライシテ

① フランス1946年憲法とライシテの登場

1946年10月27日第四共和国憲法前文では「各人は、労働する義務および雇用される権利を有する。何人も、労働または雇用において、その生まれ、意見または信条を理由に不利益を受けることがあってはならない」（5項）、「国は、子どもおよび大人の教育、職業訓練および教養の機会均等を保障する。あらゆる段階での無償かつ非宗教的な公教育の組織化は、国家の義務である」（13項）ことを宣言し、さらに、憲法1条で「フランスは、不可分で、ライクな、民主的で、社会的な共和国である」と規定した。この第四共和国憲法は、フランス憲政史上においてはじめてライシテの原則を憲法原理とした記念すべきものである。

ところが、この憲法制定前の1946年4月19日の憲法草案の13条では、初めてライシテの語を用いて次のように強い調子で政教分離の原則について「何人も、生まれによって、宗教的、哲学的または政治的な意見または信条は脅かされない。良心および信仰の自由は、すべての信条と信仰に対する国家の中立性によって保障する。国家の中立性は、教会と国家の分離ならびに公権力と公教育のライシテによって保障する」と定めていたのである。この憲法草案は政教分離およびライシテは宗教的自由を保障するためのものであるとして、自由の尊重との関連性を明らかにしたことは評価できるものであったが、この草案は国民投票で否決されたのである²¹。

その後成立した1946年10月27日の憲法では、ライシテの原則は1条で簡略に規定したにすぎなかった。しかし、憲法制定者は政教分離法を前提としてライシテを考えており、ライシテを政教分離法2条による教会と国家の分離の原則を考えていた。彼らはライシテを従来の国家の非宗教性・宗教的中立性の原則と考え、ライシテを宗教的自由等の人権保障に限定して考えており、憲法の前文5項、13項および第1条は広義のライシテを含むにもかかわらず依然として伝統的なライシテの概念にとらわれていたといえよう²²。この点に関する新たな展開は1958年憲法に委ねられたのである。そして、1946の憲法1条は1958年憲法にそのまま引き継がれることになるのである。さらに、フランスの学説では、政教分離法1条の良

心の自由は現行憲法が援用する1946年憲法前文の「共和国の諸法律により承認された基本原則」に該当するとして憲法的価値を認めている。ただ、政教分離法2条については憲法的価値を認めるや否やについて見解が分かれるが、この2条は例外を認めるもののライシテを原則として実定法に取り入れたと解釈するのが立法趣旨に合致し、妥当な解釈である。

ただ、1946年憲法前文13項の教育のライシテの原理は、教育の自由を憲法上の自由の根拠の規定とされ、また、私立学校に対する国の補助を妨げない根拠として援用されている。

② 1958年の第5共和国憲法とライシテの原則

この憲法1条に定める「フランスは、不可分で、ライクな、民主的で、共和国である。フランスは、生まれ、人種または宗教差別なく、すべての市民に対し法律の前の平等を保障する。フランスは、すべての信条を尊重する。フランスの組織は地方分権化される。」との政教分離条項は、重要なライシテの原則の憲法規定であるが、政教関係を「非宗教的」にとらえるものであり、宗教的自由についても間接的に触れているにすぎない。この1条はむしろ1795年8月の憲法の第354条が「何人も、法律にしたがい、その選択した礼拝を行うことを妨げられない。何人も、礼拝の費用を負担することを強要されない。共和国は、いかなる宗教に対しても俸給を与えない」と比較すれば簡略化されている。

しかし、憲法1条では、「フランスはライクな共和国」であることを宣言しており、このライシテの原則は、憲法においては単なる宗教的自由などの保障に限定されず、それを超える民主主義などと並ぶ共和国の存立の基本原則であることが強調されている²⁴⁾。憲法ではライシテを法の下での平等、差別の禁止、信条の尊重を含む概念と考えられ、従来のライシテの概念を超えるものとして規定しおり、いわゆる基本的人権の諸々の自由権へと展開されてゆくのである。ここに至り、ライシテは国家の宗教的中立の原則であったものが国民を主体とする原則としていわゆる基本的人権の保障としてライシテの概念²⁵⁾が強化されたと言えるのである。このような概念を有するライシテの原則は憲法改正の限界とみなすのは当然の帰結であろう。ただし、この1条は1946年憲法を踏襲した条文なのである。

③ ライシテの法概念

憲法においてライシテの原則を定めながらライシテの定義がなされておらず、今日のフランスの学説におけるライシテの法的概念は国家の宗教的中立性と理解され、この法概念は国家が提唱する無神論や反宗教的教説を含まないとされている。このライシテの法概念はコンセイユ・デタの判例において決定的なものとなった。その判例は1958年憲法1条を下に「国家のライシテと公役務全体の中立性の諸要素の1つである公教育のライシテの原則は、教育が、一方で…教育の中立性を尊重し、他方で生徒の良心の自由を尊重して施されることを命じる」としてライシテの宗教的中立性を前提としているのである²⁶⁾。今日、ライシテの法概念は国家の宗教的中立性とどまらず、①ライシテの制度は教会に対する敵対の制度ではなく、ライシテを国家の非宗派性とするもの、②政教分離は法律上のライシテであり、国家の

宗教的中立性は憲法上のライシテであるというもの、③国家がいかなる宗教上の権力を行使しないこと、教会はいかなる政治上の権力を行使しないこと等による世俗社会と宗教社会との分離を意味する政治的観念、などを含んでおり、ライシテの法概念もあいまいさという柔軟性を持つゆえにむしろ時代と共に進化する要素を含んでいると言えよう²⁷⁾。

このライシテの原則の内容は憲法院の判決に依存することになるはずであるが、憲法院はライシテの原則に基づく判決をつねに回避してきた。その理由は、憲法院がライシテの原則に関する法律の違憲審査に消極的であること、憲法院が本来ライシテの原則によるべき事例に対して中立性の原則や平等原則によって判決をくだしてきたことに起因している。このような憲法院がライシテの原則による判断を回避するのは、ライシテの原則の内容の多様性とあいまいさと政治的な微妙性を有することにある。

④ 憲法院とライシテの原則

現行フランス憲法は第61条で議決された法律が適用される前にその法律の憲法適合性を審査する憲法院制度を設けている。憲法院は1971年7月21日の判決で1946年憲法前文に完全な法的効力を認め、結社の自由を憲法上の権利と認めることによって、この自由を制限する法律条項は違憲であると判断した。その後も憲法院は人権保障の機能を果たす判決を重ねることになり、ライシテの原則に対しても人権保障の視点に立って判決を下す傾向が顕著になるのである。この憲法院の影響を受けて、司法裁判所や行政裁判所も人権の憲法的価値を考慮するようになり、憲法は人権保障に関する法律に優位するとの見解が一般化することになったのである。そこで、憲法院はあいまい性を有するライシテの原則による判断を回避して人権保障の視点から判決を下すことになるのである。

憲法院は1986年9月18日にライシテの原則を中立性の原則を理由として判決を下した²⁸⁾。この事案は、国営テレビ等がフランスで行われている主要な宗教の礼拝のための宗教放送をすることを定めた規定の憲法適合性の判断を求められた事例である。憲法院は、この規定は「憲法的価値を持つ」こと、「社会文化的表現傾向の多様性」に当たること、さらに「公役務の基本原則、とりわけ平等原則およびそのコロラリーである公役務の中立性の原則」に適合するとして合憲と判決した。この判決では明らかにライシテの原則をいわゆる宗教的中立性によって代用されていると言えよう。この判決を受けて1986年9月30日の法律で国営テレビ・ラジオにおける宗教放送を認めたのである。

さらに、1850年のファルー法は教育に関してカトリック教会に大きな特権を与えていたが、同法の地方公共団体による私立学校に対する補助については制限を定めていた69条とこの制限を撤廃する改正法の事案において、憲法院は1994年1月30日にこの改正法を違憲と判断したが、その理由はライシテの原則に触れることなく、国家の中立性によって違憲性を判断し、ライシテの原則による適合性の判断を回避したのである²⁹⁾。

また、1959年のダブル法の改正法という私学の教育の自由とその教員の良心の自由は、憲

法上の自由として保障されるのが争われた事案について、憲法院は1977年11月23日に教育の自由と平等、中立性の原則によりダブル法を合憲とし、私学教育の自由と教師の良心の自由の憲法的効力を認め、同法の懸案の問題であった私学に対する国庫助成の合憲性を認めたのである³⁰⁾。かくして古いライシテの考えである「公立学校は公費で、私立学校は私費で」の原理は通用せず、従来契約制度下の学校教育はライックでなければならないことを原則としたダブル法は変貌したと言えよう³¹⁾。このように、ライシテの原則が自由と平等と中立性によって現実に実現されている実態があるのであり、厳格なライシテの原則の適用では正義に叶う対処ができない現状にある。ここに、むしろライシテの原則の進化と進歩をみることができるのである³²⁾。

V フランスにおける今後の政教分離の課題

今日のフランスでは政教分離法が予想しなかった2つの問題に直面している。

〔1〕 イスラム教徒の急増による宗教事情の変化の問題

フランスは伝統的にカトリックの国であり、これまでカトリック教会が依然として強い影響力をもっていた。しかし、時代の進展に伴って社会の世俗化が進み、今やカトリック教会は従来の圧倒的な支配力を保持していない。その反面で移民の流入が続きイスラム教徒が急増し、今日ではイスラムがフランスの第2の宗教となったのである。この背景には、そもそも政教分離法は旧公認宗教（カトリック教会、プロテスタント2教派、ユダヤ教）以外の宗教に対してほとんど考慮することなく、旧公認宗教と国との分離の法として制定されたこと起因するのである。ところが、急増したイスラム教徒に対して旧来の貧弱で少なすぎるイスラム教徒の礼拝所（モスク）の建設に対する補助等に関しては、政教分離法では礼拝用建物の建設へのいかなる補助金も禁止していたので想定外の問題であり対応できないと言う問題が発生した。これらの問題に対応するためには政教分離法の原則の柔軟化が要請された。そこで、政府はイスラム教団と他の教団と同様の条件においてその宗教を自由に実践し、そのために必要な礼拝所を使用することができるようにして、イスラム教徒のフランス社会への同化を促進することが必要であるとの考えから、イスラム教への援助政策を打ち出したのである。今日では、国および公共団体は宗教組織が礼拝用建物を建設するに際して、1960年代にイスラム教のモスク建設に対しても建物用地の長期賃貸借契約を認め、1961年の法律で建設のための借入金の保証を承認し、1901年の結社法を活用して公共団体は礼拝所と同時に他の多様な文化的な混合した建物に資金提供する、等の行政慣行によるイスラム教への援助等は信教の自由の徹底化の証である。

〔2〕ヨーロッパ人権条約の影響

今日のフランスではライシテの原則による宗教的自由の保障は、政教分離法等と憲法のライシテの原則のみで保障されるのではない。この宗教的自由は1953年に発効したヨーロッパ人権条約の宗教条項との関係が問われるからである。このヨーロッパ人権条約の宗教条項には政教分離の原則が定められてはおらず政教関係に関する規定も存在しないのであり、フランスの政教分離法や憲法とは異なるのである。ここで問題となるのは、フランスの1958年憲法の55条において条約が法律に優位すると明言していること、同憲法はライシテの原則を1条で「フランスは、不可分で、非宗教的な、民主的で、社会的な共和国である」と規定するのみであり、宗教的自由を明確に規定していないのである。そこで、これらの点とこの人権条約との関係が問題となるのである。

ヨーロッパ人権条約の宗教条項は、次の9条と14条および第一議定書2条である。

9条「すべての者は、思想、良心および宗教の自由についての権利を有する。この権利は、自己の宗教または信念を変更する自由ならびに、単独で又は他の者と共同して、公または私的に、礼拝、教導、行事、儀式によって宗教または信念を表明する自由を含む。

宗教または信念を表明する自由は、法律で定める制限による公共のため、公の秩序、公衆衛生、公の道徳の保護のために民主的社会において必要なものみに制限する。」

14条「この条約に定める権利および自由の享受は、性、人種、皮膚の色、言語、宗教…によるいかなる差別もなしに保障される。」

議定書2条「…国は…自己の宗教的および哲学的信念に適合する教育および教授を確保する父母の権利を尊重しなければならない。」

これらの宗教条項とセクト法³³とイスラムのスカーフ禁止法との関係が問題となる。フランスでは2001年に小宗教集団の反社会的な強制活動等に関するセクト対策として「人権および基本的自由を侵害するセクト的団体の防止および取締を強化する法律」が制定された。

① フランスにおけるセクトの宗教的自由に関する次の事件が人権裁判所へ提訴された。

パロ=マルチネ事件—フランス人女性のエホバの証人の信者であるパロ=マルチネは1983年にKと結婚し、2人の子どもをもうけたが、1994年9月にKは愛人と同棲したので、パロ=マルチネは同年12月に離婚を請求し2人の子どもの養育権を主張した事件である。

1996年9月5日に一審のニーム大審裁判所はKに離婚原因があるとして離婚を宣言し、2人の子どもの住所をパロ=マルチネの住所に指定し、Kに学校休暇中の訪問権および子どもを自宅に宿泊させる権利を認めた。Kはこの判決を不服として控訴した。

1998年1月14日二審のニーム控訴院は、パロ=マルチネがエホバの証人の信者であり、子どもに厳しい戒を課すること、子どもはセクトである一宗教への強制と禁止から免れさせなければならないこと、などから、子どもの利益はない。パロ=マルチネが子どもとの生活状況の調査を要求したが、裁判所は「子どもを混乱させるものである」として拒否して、2人

の子どもの住所をKの住所に指定した。この控訴院判決を不服としてパロ＝マルチネは上告した。

2000年7月13日に破棄院は控訴院判決を支持し、上告を棄却した。そこで、パロ＝マルチネは、この破棄院判決はヨーロッパ人権条約14条と8条に違反し、9条にも違反するとして、2000年12月20日にヨーロッパ人権裁判所に提訴した。

2003年12月16日にヨーロッパ人権裁判所は①「取り扱いの差異」の有無について、ニーム控訴院は宗教に決定的な影響を与えるパロ＝マルチネの「宗教に基づく取り扱いの差異」を行ったこと、②その取り扱いの差異の「正当な目的」について、本件で追及される目的である子どもの利益の保護は正当であること、③控訴院はパロ＝マルチネによる子どもの監護に関する社会調査の実施の請求を受け入れず、母親の下での子どもの生活状況とその現実の利害を考慮することなく、一般的な考慮にしたがって判断したこと、等々を理由として人権条約14条と8条に違反すると判断した⁶⁴⁾。

フランス破棄院は、人権裁判所が1993年6月23日のホフマン判決⁶⁵⁾でセクト信者の宗教的自由の保護に重点をおいた判決を十分認識していたにもかかわらず、なぜ、パロ＝マルチネを宗教に基づく取り扱いの差異を行ったのであろうか。そもそもフランスの政教分離法は伝統的なカトリックを中心とする旧公認宗教を常に念頭におき小宗派宗教を一応宗教団体と認めながら軽視する傾向がみられる。世界で唯一の「セクト法」を制定して小数派宗教や信仰宗教を監視し警戒しているのはその証である。本件は親の宗教的自由と子どもの利益のいずれをとるかを問うものであり、控訴院はパロ＝マルチネが申し立てた子の監督に関する調査を実施して子どもの利益の有無を立証すべきであったといえよう。人権裁判所は宗教的自由を人権条約の重要な権利と認めて判決を下した。今後は、フランスの国内裁判所は人権条約46条とフランス憲法55条によって、この人権裁判所の判決に拘束されることになり、政教分離原則ではなくこの人権裁判所の判決に従いセクトに関係なく、宗教宗派に対する差別を抑制し、宗教的自由の保障を強化する方向へ判例を展開させ、セクト法も宗教的自由の観点からセクト団体の活動に対して公の秩序の侵害の有無や程度を具体的に慎重に検討して判断することになった。

② イスラム教徒のライシテに関する新たな課題となったのは、移民のイスラム教徒の女子生徒が公立学校でスカーフを着用することが許されるかについてであり、1989年の公立学校におけるイスラム教徒のスカーフの着用めぐる事件である⁶⁶⁾。このスカーフ事件への対応は、人権条約9条を参照にしたコンセイユ・デタの判例と通達によって行われ、スカーフの着用は生徒の宗教的自由であり、スカーフを誇らしげに見せびらかして他の生徒の尊厳と自由を侵害し、教員の教育活動を妨げ、学校の正常な運営を混乱させるようなスカーフを公然と見せびらかすのは許されないとの見解を示した⁶⁷⁾。これらの法的決着として2004年に「宗教的標章法」(スカーフ禁止法)は憲法院の違憲審査を受けなかったが、人権条約との整合

性を慎重に考慮した上で制定された³⁸⁾。その1条で「公立学校、コレージュおよびリセにおいて、生徒がこれ見よがしとなるように自己の宗教への所属を表明する標章を着用することは、禁止される。校則は、懲戒手続の開始の前に生徒との対話が行われることを明らかにする。」と定め、これみよがしのスカーフ着用は禁止とし、例外として控え目な着用は認めた。この法ではその着用が「これみよがしか、控えめか」の判断基準が新たに問題となるのである。フランスではムスリムの成人のスカーフの着用は「女性抑圧と差別」に外ならず、スカーフを禁止し、スカーフを脱がせることがイスラム女性の解放となるとの考えに基づくものである。と同時にフランスの伝統的なフランス国民としての異民族（イスラム）の同化を求めるコミュニタリアム（communautarisme）やライシテによる公領域の中立性と個人の自律が根底にあるともいえよう。なお、コンセイユ・デタは2004年10月8日にこのスカーフ禁止法の人権条約適合性を認めた。しかし、この法によるスカーフ禁止の強制は、逆にイスラム教徒の反感を買い、むしろスカーフ着用による抵抗を生じる可能性があり、イソップ物語の「北風と太陽」のようにスカーフを北風のように力で脱がすのではなく、太陽のように寛容の精神をもって対応すればスリムス女性は自らスカーフを脱ぐようになるのは時代の趨勢であることを理解すべきであろう。

しかし、フランス以上に厳格な政教分離制度を有するトルコでは、人口の99パーセントがムスリムであり、スカーフはイスラムのシンボルであるにもかかわらず、公的領域へのイスラムの侵入を拒否する法制度を有し、公教育での非宗教性を確立した。トルコで禁止されているのは公立学校の教員と大学の女子学生のスカーフ着用行為である。特に女子大学生のスカーフ着用は「世俗主義の共和国の原理に反する国家への挑戦」であるとして禁止したのである。現在のEU諸国では、スカーフについて統一した見解はなく、フランスのスカーフ法に対してイギリスやオランダではムスリムの信教の自由を不当に制約するとの批判があり、ドイツでは公立学校の生徒ではなく教師のスカーフの着用を禁止している。

ところが、1998年にトルコにおいて、イスタンブル大学の学生であるレイラ・シャヒンは、スカーフ着用を禁止する措置およびその禁止に違反したことに対する放校処分を認めたトルコ憲法裁判所の判決は人権条約9条、2条（第1節）、14条、8条、10条に違反するとしてヨーロッパ人権裁判所に提訴した。ヨーロッパ人権裁判所大法廷は7年後の2005年11月10日にトルコのスカーフ着用禁止は人権条約に違反しないと判決した。その理由は①トルコの憲法裁判所の判例の言うようにトルコの世俗主義と平等、民主主義を守るためであり、人権の侵害にはあたらない。②トルコではスカーフは政治的シンボルとなるため、非着用者の権利と自由を守り社会秩序の平穏のためにはスカーフ禁止は合理性が認められる、というものであった³⁹⁾。この判決はトルコの世俗派とイスラム主義派の対立と分裂をもたらした。この人権裁判所の判決は、公的領域への宗教の侵入を認めないトルコのライクリッキ（Laiklik）、フランスのライシテ（Laïcité）を表明したものあり、私的領域ではスカーフの着用は、宗教

的自由として個人の自由に委ねているのである。かくして、公教育の宗教的中立性が認められたのである。

なお、今後の課題となるのは、フランスのライシテをモデルにして、フランスよりも厳格な世俗主義を国家原則、憲法原則としているトルコが切望しているEU加盟をフランスが最も強く反対していることである。EU統合後の今日、フランスが依然としてコミュニタリズムによる移民の統合を志向し、イスラム国のトルコを孤立させ、ムスリムを特別視することは、イスラム教徒の反抗運動を激化させることになろう。さらに、トルコのEU加盟を認めないことは、将来EU内の宗教対立の激化の火種となることは必至である。人権裁判所の宗教の自由に基づく柔軟性ある判断による対応はEU諸国の将来の宗教的平和につながるものと言えよう。今後のEU諸国の宗教的發展は、ヨーロッパ人権条約と条約の担保としてのヨーロッパ人権裁判所に依存することをEU加盟国は銘記すべきである。特に政教分離の先進国であるフランスの裁判所が宗教条項に関する人権条約や人権裁判所の判例を裁判規範として認め、これに基づいた解釈に積極的に取り組む姿勢は評価すべきであり、今後のEU諸国の範を示すものである。

〔注〕

- (1) 大石真『憲法と宗教制度』(1996、有斐閣) 2頁以下参照。
- (2) 松村比奈子『政教分離原則の適用基準に関する研究』(1997、成文堂) 21頁以下参照。
- (3) Maurice Block (ed), *Dictionnaire général de la politique*, 2^e ed., 1873, t. 1, p. 600 et s. 大石前掲書2頁～3頁参照。
- (4) M. Searle Bates, *religious Liberty, An Inquiry*, 1945. 海老沢亮訳『信教の自由に関する研究』(1949、教文館) 48頁以下参照。この訳本を参考に整理された竹花光範『現代の憲法問題と改正論』(1986、成文堂) 72頁以下参照。
- (5) 松村前掲書27頁以下で、これらの5つの類型に関する国々を詳しく論述されている。
- (6) Jacques Robert, *La liberté religieuse et le régime des cultes*, 1977, pp. 17-39. 大石前掲書3頁以下、松村前掲書23頁以下で3つの分類を詳しく論じられている。
- (7) 小泉洋一『政教分離と宗教的自由』(1998、法律文化社)〔本書を以下で98年度版と略す〕5頁以下、『政教分離の法』—フランスにおけるライシテと法律・憲法・条約—(2005、法律文化社)〔本書を以下で05年度版と略す〕99頁以下参照。本論文の政教分離に関する論述は、フランスの政教分離に関する研究の第一人者であるこれらの著書とフランスの国家と宗教と憲法研究の先駆者である大石真『憲法と宗教制度』の著書に依拠するものである。
- (8) 小泉前掲注(7) 98年版7頁以下参照。
- (9) 小泉前掲注(7) 05年版106頁以下参照。
- (10) 大石前掲書21頁以下、小泉前掲注(9) 14頁以下参照。
- (11) 小泉前掲書05年度版100頁以下参照。
- (12) 小泉前掲書98年度版13頁以下参照。
- (13) 前掲注(12) 58頁以下参照。
- (14) 大石前掲書30頁以下、小泉前掲書05年度版32頁以下参照。
- (15) Guy Bedouelle et Jean-Paul Costa. *Les laïcites a la française*, PUF, 1998, p. 86.

- (16) 小泉前掲書05年度版35頁以下参照。
- (17) 大石前掲書36頁以下、小泉前掲書05年度版38頁以下参照。
- (18) 小泉前掲書05年度版43頁以下参照。
- (19) 大石前掲書55～58頁以下、小泉前掲書98年度版258頁以下参照。
- (20) 大石前掲書96頁以下で詳しく論じられている。
- (21) Conseil constitutionnel, n77-87 DC du 23 novembre 1977, *Recueil des décisions du Conseil constitutionnel*, p. 42
- (22) 小泉前掲書98年度版28頁以下、大石前掲書70頁以下参照。
- (23) 小泉前掲書05年度版128頁以下参照。
- (24) 小泉前掲書98年度版32頁以下参照。
- (25) 小泉前掲書98年度版62頁以下、大石前掲書26頁以下参照。
- (26) C. E., 2 novembre 1992, Kherouaa et Mme Kachour, M. Balo et Mme Kizie, *Actualite juridique droit administratif*, 1992, p. 833.
- (27) 小泉前掲書05年度版131頁以下、同98年度版68頁以下参照。
 - (28) Conseil constitutionnel, n° 86-217 DC du 18 septembre 1986, *Recueil de décisions du Conseil constitutionnel*, p. 141.
- (29) Conseil constitutionnel n° 93-329 DC du 13 janvier 1994, *Recueil de décisions du Conseil constitutionnel*, p. 9.
- (30) 前掲注（21）参照。
- (31) 大石前掲書77～80頁以下参照。
- (32) 井上修一「公教育と信教の自由」（2005、教育学部論集第16号、佛教大学教育学部）4頁以下参照。
- (33) 大石前掲書187～228頁で、フランス公法とセクト問題について、詳しく論じられている。
- (34) CEDH, arrêt du 16 decembre 2003, Palau-Martinez c. France, *Recueil des arrest et décisions*, 2003-VII. Cf. Francois Boulanger, Note, *Recueil Dalloz*, 2004, Jurisprudence, p. 1261.
- (35) CEDH, arrêt du 23 juin 1993, Hoffmann c. Autriche, Série An° 255C. Cf. Jean Morange, Observations, *Revue trimestrielle des droits de l'homme*, 1994, p. 414.
- (36) 樋口陽一『近代国民国家の憲法構造』（2006、東大出版会）114頁以下参照。小泉前掲書98年度版201頁以下で詳細に検討されている。
- (37) Tribunal administrative de Paris, 2 juillet 1991, Kherouaa, *La Semaine juridique (JCP) ED. G.*, 1992, II 21837, p. 130, note Jean Hugot.
- (38) 小泉前掲書05年度版76～210頁以下参照。
- (39) Leyla Sahin v. Turkey [GC] (10 November 2005), 44774/98, ¶112-114. スカーフ論争については、内藤正典・坂口正二郎編著『神の法 vs. 人の法』—スカーフ論争からみる西欧とイスラームの断層—（2007、日本評論社）ではパールをめぐるイスラム教とヨーロッパ諸国との関係について詳細に論じられている。

（いのうえ しゅういち 教育学科）

2009年9月29日受理